

市町村の行政サービス等の対応状況等について

1 市町村の行政サービス等の対応状況

「県と市町村との協議の場」での確認を踏まえ、各市町村において長野県パートナーシップ届出制度への対応を順次進めており、令和5年12月末現在の状況は下表のとおりである。

行政サービス等	対応済み市町村数等
① 市町村営住宅への入居申込み	68
② パートナーが親権者と共に使う保育施設への入所申込み	65
③ 公立病院における対応	(※1)
④ 罹災証明の代理申請	61
⑤ 保育所・学童保育所への送迎	65
⑥ 救急搬送証明等の代理申請	(※2)
⑦ 職員の福利厚生等（宿舎、休暇・給与、互助給付等）	45

※1 公立病院における対応

全ての公立病院で対応済み（16病院）

（令和6年3月をもって閉院する上田市立産婦人科病院を除く。）

※2 救急搬送証明等の代理申請

全ての消防本部（局）で対応済み（8本部1局）

2 民間事業者のサービスの例

- 生命保険の受取人にパートナーを指定できる。
- 自動車保険等の配偶者特約において配偶者の定義にパートナーを含める。
- パートナーと共に住宅に入居する賃貸契約を締結できる。
- パートナーがクレジットカードの家族カードを作成できる。
- 住宅ローンの収入合算等において配偶者の定義にパートナーを含める。
- パートナーに携帯電話料金の家族割引を適用する。